

# 業務指示書

## ウクライナ国国営銀行部門改革にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月13日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる資金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（ ）次の団員については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：銀行の監督、検査・考查、自己査定、決算等に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。  
(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)  
( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。  
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／金融機関調査2）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：銀行の監督、検査・考查、自己査定、決算等に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融機関調査1】

- 1) 類似業務の経験：銀行の監督、検査・考查、自己査定、決算等に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年6月17日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UAH1 = 4.21 円 , US\$1 = 111.099 円 , EUR1 = 125.356 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／金融機関調査2

金融機関調査1

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.33 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月15日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ウクライナ国営銀行部門改革にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	14.00	
(3) 要員計画等の妥当性	2.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(33.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／金融機関調査2	(33.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 金融機関調査1	(27.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 案件の背景

ウクライナの金融セクターでは、不正や不適切な資金管理、長期にわたる不況並びに通貨の下落に加え、ウクライナ東部での紛争及びロシアによるクリミアの違法占拠等が経済活動に悪影響を与え、債務不履行が生じ、銀行が大量の不良債権を抱えている。2015年10月1日の時点でウクライナ国立銀行（以下、中央銀行、中銀）は、130の銀行の内、7つの銀行が破たん状態にあると判定している。国営銀行を管轄するウクライナ財務省は、国営銀行の保有する不良債権のリスク分析とその不良債権処理に向けた計画作成を行う方針であるが、人材不足の為、効果的な指針を策定できていない。さらに、政府資金及び国営銀行の預金を効果的に運用するための金融制度が整備されておらず、政府は効率的且つ効果的な公共投資を実施できていない。そこで、EU指令に準拠した市場原理に基づく健全な金融システムによる経済発展の実現を目指して、ウクライナ政府は「2020年までのウクライナ金融セクター改革のための包括的プログラム」及び当該プログラム達成のためのアクション・プランを策定した。同アクション・プランに基づき、ウクライナ財務省は国営銀行の改革に向けた戦略ペーパーの策定に着手し最終化の段階にある。また、IMFはExtended Fund Facilityを、世界銀行はFirst Programmatic Financial Sector Development Policy Loanを供与するなど、国際機関も改革の動きを支援している。

かかる状況下、ウクライナ財務省職員の能力強化を通じて国営銀行の改革及び金融制度の再構築に取り組むべく、ウクライナ政府は(1)国営銀行の制度改革のための戦略及び不良債権と債権処理機関に関する国営銀行戦略の作成支援(2)破たん銀行処理及びペイオフを適切に行い預金者保護に資する金融システムの強化(3)(1)及び(2)に関する日本の知見・経験（財政投融資等）を踏まえたウクライナ財務省への提言を行う「財務大臣アドバイザー」の派遣を我が国に要請し、2016年1月から個別専門家が派遣されている。

上記(1)～(3)の業務遂行にあたって、個別専門家が財務省、中央銀行、その他関係機関やIMF、世銀、EBRD、DfID、GIZなどドナーから情報収集・協議を行った結果、国営銀行3行が抱える不良債権について詳細な情報が必要であるとの判断に至った。そこで、ウクライナ財務省は当機構に対し、国営銀行3行の抱える不良債権に関し詳細な情報を得るために、各々の銀行の貸出債権についてデューディリジェンスを行い、結果をまとめるよう要請した。

本要請を受け、当機構は国営銀行3行の大口債権上位50先に関して資産査定を行い、各国営銀行の自己査定が適切に行われているか等を検証し、各国営銀行のワークアウト（収益改善策等）に向けた計画の雛形を作成し、ウクライナ財務省に提出するための基礎情報収集・確認調査を実施することになった。

### 2. 個別専門家（派遣中）の案件の概要

#### (1) 案件名

財務大臣アドバイザー

(本業務名「ウクライナ国営銀行部門改革にかかる情報収集・確認調査」)

(2) 上位目標

ウクライナ国内の金融システムの安定化及び預金者保護システムの強化に必要な制度が構築される。

(3) プロジェクト目標

国営銀行の不良債権処理及び金融制度の再構築のための支援方針が取りまとめられる。

(4) 期待される成果

成果 1. 国営銀行の不良債権処理スキームの形成に向けた計画が立てられる。

成果 2. 金融機能強化に向けた計画が立てられる。

成果 3. 財務省の国営銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる。

(5) 活動の概要

【成果 1：国営銀行の不良債権処理スキームの形成に向けた計画が立てられる。】

活動 1-1：財務省による国営銀行の不良債権処理方針立案に対する助言・指導を行う。

活動 1-2：国営銀行の不良債権の処理スキームの形成のための指導を行い、その計画立案を補助する。

活動 1-3：多様な国営銀行の不良債権処理手法・方針について、関係機関の理解促進を支援する。

活動 1-4：上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行なう。

【成果 2：金融機能強化に向けた計画が立てられる。】

活動 2-1：国営銀行等の預金の有効な活用方法に関し調査・分析を行い、金融制度の再構築も視野に入れた金融機能強化に向けたスキーム作成を支援する。

活動 2-2：日本の財政投融資制度の導入手法を指導し、その道筋を提供する。

【成果 3：財務省の国営銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる。】

活動 3-1：財務省職員の国営銀行の監督・指導能力に係るギャップ分析を行う。

活動 3-2：監督・指導能力強化に係る課題点が明らかにされ、能力強化手法に関する指導や研修を実施する。

活動 3-3：上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行ない、監督・指導能力の課題点を財務省職員と共有する。

#### (6) 対象地域

本業務は、主にキエフにおいて実施する。

#### (7) 関係官庁・機関

ウクライナ財務省

ウクライナ国立銀行（中央銀行）（National Bank of Ukraine）

ウクライナ国営銀行3行（Oschadbank、Ukreximbank、Ukrigazbank）

### 3. 業務の目的

本業務は、「財務大臣アドバイザー」の成果1に関し、ウクライナ国営銀行3行の大口上位50先の債権（正常先、不良債権含む）の内容を、当該銀行からの提出資料と債務者企業とのインタビューに基づき資産査定を行い、またウクライナ中央銀行の金融機関検査指針と国際会計基準（IFRS）に照らして、当該大口債権に対する対象銀行の自己査定が適切か検証する（これをウクライナ側は「デューディリジェンス」と呼んでおり、本業務指示書においても「デューディリジェンス」と表記することとする）。その結果をまとめたうえで、ワークアウトに向けた再生計画・経営計画の大枠をまとめたレポートを作成し、当機構、個別専門家、ウクライナ財務省に提出する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2016年4月28日にウクライナ財務省に送付した書簡に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクト目標・上位目標達成に向けた流れ

「2. 案件の概要」に示す通り、本案件は3つの成果で構成されており、投入としては個別専門家を財務大臣アドバイザーとして2016年1月より派遣し実施しているものである。

派遣中の個別専門家に期待される上記2. (4) の成果1～3のうち、本業務は成果1の活動1-4を対象としたものである。成果1は、成果2および成果3（成果2：金融機能強化に向けた計画が立てられる、成果3：財務省の国営銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる）を達成する前提として、国営銀行の不良債権処理スキームの形成に向けた環境整備を行うものであり、とりわけ活動1-4は、活動1-1～1-3を実施するための重要な情報を収集・分析するものである。

成果1の達成により、プロジェクト目標のうち「国営銀行の不良債権処理のための支援方針の取りまとめ」が実行され、その方針に沿ったウクライナ政府の政策実行により、上位目標のウクライナ国内の金融システムの安定化に必要な制度が構築されることが期待される。

## （2）デューディリジェンスの概要

対象銀行3行各行につき、大口債権（正常債権、不良債権の別にかかわらず）上位50先について資産査定を行ったうえで、債権分類の自己査定の適正性（回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産が適正に分類されているか）を検証する。検証に当たっては、各銀行が提供する自己査定の情報およびウクライナ中央銀行の金融機関検査指針と国際会計基準（IFRS）を参考にするほか、必要に応じて債務者の経営者層と面談を実施する。

なお、本業務実施に際しては、ウクライナ財務省からウクライナ中銀に対して協力依頼が行われることにより、本業務従事者が各種情報を円滑に入手できるように手配される予定である。

## （3）デューディリジェンス結果のウクライナ財政・金融当局ハイレベルへの説明

上記5.（1）記載の通り、本業務は財務大臣アドバイザーに付随するものであるため、デューディリジェンス結果については、財務大臣や中銀総裁などウクライナ財政・金融当局のハイレベルに対する説明も必要となる場合がある。

なお、ウクライナ中銀はロシア帝国時代の中銀支店として開所して以来の長い歴史を有しているため、ハイレベルへの説明については、日本での豊富な現場経験をバックグラウンドとして行うことが必要となることに留意すること。

また、本業務による成果物（データ）はウクライナ政府を通じて、他ドナーとも共有される予定である。

## （4）業務の他の成果に係る活動との連携

上述の通り、本業務は3つの成果で構成されるものである。本業務は、他の成果に係る活動を行うまでの前提となる情報を収集するため、他の成果に係る活動の進捗状況や内容について、状況を把握して進める必要がある。

また、財務大臣アドバイザーとして派遣中の個別専門家が全ての活動について内容・スケジュールの調整を実施していることから、JICAによる指示の下、同専門家と十分に連携する。

なお、成果2と成果3における具体的な投入については、派遣中の個別専門家による情報収集と助言のほか、本邦での研修（本年7月および11～12月頃）の際に、我が国関係省庁や政府系金融機関等による情報提供を想定しているが、今後、必要に応じて対応を図っていく予定である。

## （5）業務の柔軟性の確保

本業務では、ウクライナのマクロ経済および金融セクター改革の状況等の環境の変化や、ウクライナの政治状況によって、業務の活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、成果1にかかる業務の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ成果1にかかる業務の方向性について、適宜個別専門

家および当機構に提言を行うことが求められる。当機構は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパート（ウクライナ財務省）との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### （6）公共財政管理の視点

案件で実施する調査活動にあたっては 2013 年 3 月 15 日付「公共財政管理分野における JICA 技術協力の効果的な実施のための行動規範」を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握したうえで、中長期的な視点の下、先方カウンターパートの能力向上支援を行うこととする。

#### 【URL】

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%86%87%8E%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%86%87%8E%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf)

### 6. 業務の内容

本業務は、2016 年 7 月～2017 年 2 月にわたり実施することとし、ウクライナ国営銀行 3 行を対象として、以下の①～③の業務を実施する。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案すること。

① ウクライナ国営銀行 3 行の企業融資のポートフォリオについての最新情報を収集し、概要を分析すること。把握する内容は、具体的に以下の通り。

- ・融資額（グロス、ネット）
- ・債務者の業種
- ・債務者の所在地
- ・支店の有無／支店数
- ・融資の通貨種別
- ・金利
- ・LTV (Loan to Value) Ratio
- ・担保の内容
- ・返済期限
- ・元利返済状況
- ・自己査定（中銀報告、IFRS、内部レポーティングベース）
- ・融資の貸倒引当金額

- ② 対象銀行3行各行につき、大口債権（正常債権、不良債権の別にかかわらず）上位50先について資産査定を行ったうえで、債権分類の自己査定の適正性（回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産が適正に分類されているか）を検証する。検証に当たっては、各銀行が提供する自己査定の情報およびウクライナ中央銀行の金融機関検査指針を参考にするほか、必要に応じて債務者の経営者層と面談を実施する。
- ③ ②の国有銀行3行各行のデューディリジェンスの結果について、取り纏めたレポートを作成し、ウクライナ財務省・中銀、個別専門家に報告する。
- ④ ②の国有銀行3行各行のデューディリジェンスの結果に基づき、各行とワークアウトに向けた協議を行う。各銀行との協議や提出された資料等および公に入手可能な情報に基づき、各国有銀行のワークアウトに向けた再生計画・経営計画の大枠をまとめたレポートを作成し、ウクライナ財務省・中銀、個別専門家に報告する。
- ⑤ 上記①～④の業務について、現地業務結果報告書を作成するほか、①～④の業務を反映した業務完了報告書を作成する。

なお、デューディリジェンスに必要な資料（対象国営銀行の基本情報や債権に関する情報、査定基準等）については、本業務の開始に先んじて本案件の個別専門家の主導により、先行してウクライナ側関係者から入手を予定している。コンサルタントは、適宜当機構および個別専門家より情報共有を受けること。

想定する現地作業スケジュールは以下のとおりであるが、プロポーザルにおいてより適切な作業スケジュール案があれば提案を行なうこと。なお、現地作業の実施にあたっては、各作業内容に沿った適切な作業期間を確保し、効率的な情報収集・調査を行なうこと。

#### 2016年7月中旬 第1次国内作業

既存の情報・資料の分析により、第1次現地作業のワークプラン策定等を行う。

#### 2016年7月中旬 第1次現地作業

ウクライナ側関係者および個別専門家とのキックオフミーティングの開催。ワークプランを合意する。業務再委託を実施する場合は、再委託先の業務開始を監督する。

#### 2016年8月頃 第2次国内作業、2016年9月頃 第3次国内作業

第1次現地作業の結果を取りまとめ、必要なワークプランの修正等を行う。また、次の現地作業における国有銀行3行のデューディリジェンス業務の計画策定を行う。

2016年8月頃 第2次現地作業、2016年9月頃 第3次現地作業

国有銀行3行のデューディリジェンス業務の実施。業務再委託を実施する場合は、再委託先の業務進捗を監督し、必要に応じ指示・指導を実施する。

2016年10月頃 第4次国内作業

国有銀行3行のデューディリジェンス結果の分析・取りまとめを行い、レポートを作成する。

2016年10月頃 第4次現地作業

国有銀行3行のデューディリジェンス結果をまとめたレポートをウクライナ財務省および個別専門家に報告する。

2016年11月～12月 第5次国内作業

国有銀行3行のデューディリジェンスの結果、各銀行との議論および公に入手可能な情報に基づき、各国有銀行のワークアウトに向けた再生計画・経営計画の大枠をまとめたレポート（案）を作成する。

2016年12月 第5次現地作業

各国有銀行のワークアウトに向けた再生計画・経営計画の大枠をまとめたレポート（案）をウクライナ財務省および個別専門家に報告・説明し、必要に応じて修正作業等を行う。そのうえでレポートを最終化する。

2017年1月 国内整理期間

第5次現地作業を受けて、業務完了報告書を作成する。

現地作業の終了後、及び国内作業の際には、各レポートや業務状況を適宜、JICA本部に報告するとともに、業務計画や各レポートの内容について協議する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とし、(2)のその他報告書等を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文：10部

ワーク・プラン	業務開始から約1ヵ月後	英文：20部
現地業務結果報告書	現地業務終了時	英文：10部 ウクライナ語：20部
業務完了報告書	契約終了時	英文：10部 ウクライナ語：20部 CD-R：5枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。  
報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

#### 1) 業務計画書記載項目（案）

- a) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- b) 本業務実施の基本方針
- c) 本業務実施の具体的方法
- d) 本業務実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) その他必要事項

#### 2) ワーク・プラン

記載項目（案）は基本的に1) 業務計画書と同じであるものの、個別専門家およびウクライナ財務省が合意した内容を記載する。

#### 3) 現地業務結果報告書（案）

- a) 現地業務の具体的な内容
- b) 業務の達成状況
- c) 現地業務により確認された今後に向けた課題および提言

#### 4) 業務完了報告書（案）

- a) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①業務フローチャート
- ②詳細活動計画
- ③専門家派遣実績（要員計画）（最新版）

#### ④その他活動実績

##### (2) その他報告書等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。

- 1) 国営銀行3行デューディリジェンス結果報告書
- 2) 国営銀行3行ワークアウトプラン概要報告書

##### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗
- イ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の期間において業務を実施する。

2016年7月中旬～2017年2月下旬

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

約 10.00M／M

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／金融機関調査2（2号）

イ 金融機関調査1（1号）

ウ 企業調査／業務調整

なお、上記イ 金融機関調査1は、金融機関の検査または考查の経験を有すること。

また、上記ア 総括／金融機関調査2についても、金融機関の検査または考查の経験を有することが望ましい。

#### 3. 貸与資料等

以下の資料を産業開発・公共政策部より貸与する。

- ・当機構が2016年4月28日にウクライナ財務省に送付した書簡（写）
- ・ウクライナ側関係者から提出を受けたデューディリジェンス業務参考資料（写）

以下についてはJICAウェブサイトからダウンロード

- ・「ウクライナ国 財務大臣アドバイザー」プロジェクト基本情報

##### 【URL】

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1572a55e59ffe7aa49256f9e0022ffca/0e73f4ccc3efed1249257f090079e55f?OpenDocument>

- ・平成25年3月15日付「公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための行動規範」

##### 【URL】

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd2>

5/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807(FILE/20130315JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf

#### 4. 現地再委託

本業務において、国有銀行3行のデューディリジェンス業務については現地再委託を認める。現地再委託を行なう場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

コンサルタントからの提案を受け、現地再委託を実施する場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### 5. 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及び在ウクライナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 産業開発・公共政策部および中東・欧洲部と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網を JICA 産業開発・公共政策部および中東・欧洲部に提出する。

#### 6. その他留意事項

- ・ 本業務内容においては、国営銀行3行の債務者情報など機微な情報を扱うことから、業務内容及び業務を通じてコンサルタント（受注者）が知りえる情報が、コンサルタント（受注者）並びに再委託者を通じて外部者ならびに国営銀行3行間に漏洩しないよう、情報の取り扱いには最新の注意を払い、適切な情報管理を行なうこと。
- ・ 業務実施上の必要に応じ、ウクライナでの現地作業実施時等に通訳・翻訳要員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積に含めること。
- ・ 本業務において作成した調査資料の著作権については、別途ウクライナ財務省、本コンサルタント、当機構にて取扱いを決定することとする。
- ・ 本件業務の業務内容については、現在ウクライナ政府が実施中の国営銀行セクター改革の進捗や、デューディリジェンス業務の結果如何で、調査項目その他業務内容に変更が生じる可能性がある。したがって、共通の前提条件で見積もり積算することが困難であることから、調達方式について、価格競争（総合評価落札方

式) になじまないため、企画競争（プロポーザル方式）で行うこととする。

以 上